

宇都宮市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年10月31日

宇都宮市監査委員 菊池 康夫

同 鈴木 公泉

同 馬 上 剛

同 長谷川 武士

令和 7 年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査対象団体

(1) 財政援助団体

宇都宮市が市単独で補助金、交付金、負担金その他の財政援助を行っている団体で、当該援助の目的が団体運営に係るもの（23 団体）

(2) 出資法人等

宇都宮市が基本財産、資本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資、出捐している団体（10 団体）

(3) 公の施設の指定管理者

宇都宮市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体（67 団体）

3 監査対象年度

令和 6 年度

4 監査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第 6 条に基づき、市が補助金等の財政的援助を行っている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助、出資その他これらに類する金銭の給付（以下「財政的援助」という。）に係る出納その他の事務の執行が財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼として実施した。

5 重点的に監査する項目の設定

- ・ 指定管理者等の協定書等に基づく適正な業務の実施や適正な経理事務の実施について
- ・ 財政援助団体における、規則等に基づく補助金額の確定に係る適正な事務処理について
- ・ 所管課の上記に対する指導・監督について

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程	予備監査	令和 7 年 6 月 16 日から 7 月 24 日まで（一次） 令和 7 年 8 月 26 日から 10 月 10 日まで（二次）
	本監査	令和 7 年 10 月 14 日

7 監査の実施方法

(1) 予備監査（一次）

- ・ 前記「2 監査対象団体」のうち、財政援助団体7団体、出資法人等1団体、公の施設の指定管理者15団体を選定した。（別紙参照）
- ・ 対象となる所管部局から提出された調査票及び関係書類により予備監査（一次）を実施し、必要に応じ関係職員の説明を受けた。

(2) 本監査対象団体の選定及び監査の方法

ア 本監査対象団体の選定

これまでの監査実施状況及び予備監査（一次）の結果を踏まえ、次の団体を本監査対象団体として選定した。

種 別	財政援助団体
対象団体	社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会
所 管 課	保健福祉総務課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会
対象施設	宇都宮市雀の宮作業所，宇都宮市若草作業所
所 管 課	障がい福祉課

種 別	公の施設の指定管理者
対象団体	特定非営利活動法人 グラウンドワーク西鬼怒
対象施設	西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター
所 管 課	農業企画課

イ 監査方法

(ア) 予備監査（二次）

あらかじめ団体及び所管課から提出された資料，関係書類をもとに，計算，照合等による予備監査（二次）を行った。

(イ) 本監査

本監査として，関係職員の出席を求め，事務事業の執行について説明を受け，質疑を行った。

第2 監査対象の概要及び結果

監査対象の概要及び結果については、次のとおりである。結果における指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反するものである。なお、各表中の数値等の取扱については、面積は整数とし、単位未満を切り捨てて表示した。また、金額は千円単位とし、単位未満を四捨五入して表示した。したがって、内訳の計が「合計」の金額と一致しない場合がある。

1 社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会（保健福祉部 保健福祉総務課）

(1) 監査対象事項

令和6年度に宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金名	宇都宮市社会福祉事業費補助金
補助金額	238,212 千円

(2) 財政援助団体の概要

所在地	宇都宮市中央1丁目1番15号
設置目的	宇都宮市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること
事業内容	・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ・ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ・ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ・ ボランティア活動の振興 ・ 総合相談センターの設置運営 ・ 訪問介護事業 ・ 通所介護事業 ・ 生活福祉資金貸付事業 ・ 共同募金事業への協力 ・ 宇都宮市老人福祉センター（ことぶき会館、ふれあい荘、やすらぎ荘、すこやか荘、上河内）の管理・経営 ・ 地域活動支援センター（宇都宮市雀の宮作業所、宇都宮市若草作業所、宇都宮市障害者福祉センター）の管理・経営 ・ 相談支援事業

	・ 障害福祉サービス事業（居宅介護・生活介護） ・ 福祉サービス利用援助事業 ・ 法人後見事業 ・ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 ・ その他法人の目的達成のため必要な事業		
収支概要 (千円)	区 分	金 額	うち補助金額
	収入総額	1,098,089	240,509
	支出総額	1,135,734	238,212
	収支差額	△37,645	(返還) 2,297

(3) 監査の結果

宇都宮市から交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

【団体関係】

- ・ 手話通訳に係る報酬については、所得税法等により源泉徴収の対象とならないところ、ブロック別福祉協力員研修会に伴う手話通訳の報酬において源泉徴収を行っていた。
- ・ 法人に支払う講師謝金については、所得税法により源泉徴収の対象とならないところ、傾聴ボランティア養成講座講師謝金ほか1件について、源泉徴収を行っていた。
- ・ 補助金精算書において、一部計上する金額に誤りがあり、その結果、補助金の確定額が過少となっていた。

(4) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

所管課においては、「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」に基づき、地域共生社会の実現に向け、地域における福祉事業の中核を担う当団体の運営を支援するとともに、連携を図りながら各施策や事業に取り組むことにより、地域福祉の推進に努めている。

このような中、今回の監査においては、団体の補助金精算書に金額の誤りがあり、補助金の確定額が過少となっていたことや、団体の支払手続において一部不適切な源泉徴収が行われていたことが確認された。そのため、所管課においては、今後、団体が講じる再発防止策等が適切に実施されているかを確認し、必要に応じて指導・助言を行うことにより同様の事案が生じないよう未然防止を図るとのことであり、こうした取組を着実に行之、更なる事務の適正化を図られたい。

今後とも、所管課と団体の役割分担のもと、それぞれの強みを生かすとともに、緊密な連携・協力を図りながら地域福祉の推進に向け継続的に事業に取り組むこと

により、すべての市民が社会で孤立することのないよう、住み慣れた地域で絆を深めながら、支え合うことができる地域共生社会の実現を望むものである。

イ 団体に対するもの

団体においては、誰もが住み慣れた地域や家庭で心豊かな生活が送れるよう、共に支え合い助け合う福祉のまちづくりの推進を図るため、地区社会福祉協議会とともに、福祉協力員制度、ふれあい・いきいきサロン事業、安心・安全情報キット配付事業などの各種事業を実施し、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進に努めている。

このような中、今回の監査においては、補助金精算書に金額の誤りがあり、補助金の確定額が過少となっていたことや、支払手続において一部不適切な源泉徴収が行われていたことが確認された。そのため、今後は、職員間の複数回の確認を徹底するとともに、所得税の源泉徴収においてはマニュアルを作成するなど、適切に事務処理が進められるよう改善していくとのことであり、同様の事案が生じないよう組織的な体制づくりに努められたい。

少子超高齢社会の進行や、個人の価値観・ライフスタイルの多様化に伴う地縁の希薄化などにより、地域福祉活動における担い手不足や参加世代の偏りなどの課題を抱える中、地域共生社会の実現に向け、団体の果たす役割はますます重要になると考えられる。今後とも、地域における福祉事業の中核を担ってきた団体の専門性を生かし、変化する社会環境や地域の事情を踏まえた事業展開を行うことにより、一層地域福祉の推進に取り組まれることを望むものである。

2 社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会（保健福祉部 障がい福祉課）

(1) 監査対象事項

令和6年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

（令和6年度の状況）

施設名	宇都宮市雀の宮作業所，宇都宮市若草作業所
所在地	雀の宮作業所 宇都宮市新富町 15 番 25 号 若草作業所 宇都宮市若草 3 丁目 12 番 11 号
設置目的	障がいがあるため雇用されることの困難な者を通所させ，職を与えて必要な訓練を行う
業務内容	・ 障がい者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供に関する業務 ・ 作業所の維持管理に関する業務 ・ 市長が必要と認める業務

敷地面積	雀の宮作業所 1,287 m ² 若草作業所 545 m ²	延床面積	雀の宮作業所 646 m ² 若草作業所 145 m ²
施設内容	【雀の宮作業所】 ○1 階 作業室，食堂兼休憩室，事務室，相談室，シルバー作業室，更衣室，男女トイレ，身障者用トイレ，給湯室，倉庫等 ○2 階 育成支援室，会議室，シルバー事務所，男女トイレ，給湯室等 【若草作業所】 作業室，食堂兼休憩室，事務室，トイレ，更衣室等		
収支概要	指定管理料	雀の宮作業所 24,561 千円 若草作業所 21,905 千円 合計 46,466 千円	
	使用料収入	－	
利用実績 (延べ人数)	雀の宮作業所 3,753 人 若草作業所 2,043 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

(単位：千円)

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	45,566			
	指定事業に係る収入	5,481	自主事業に係る収入	0	
	計	51,047	計	0	51,047
支出の部	施設管理に係る経費	45,061			
	指定事業に係る経費	4,720	自主事業に係る経費	0	
	計	49,782	計	0	49,782
収支差額		1,266		0	1,266

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項に該当するものは認められなかった。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

宇都宮市障がい者作業所の管理運営については、障がいがあるために雇用されることの困難な障がい者を通所させ、職を与えて必要な訓練を行うという施設の設置目的のもと、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら適切に実施されているところである。

所管課においては、指定管理者と連携しながら、利用者ニーズを把握し、適切にサービスを提供していくとともに、当施設が地域との交流事業や生産活動を積極的に実施することにより、利用者の社会性向上や障がいのある方への理解促進が図られ、他の民間事業者の率先垂範となるよう、引き続き支援に努められたい。

今後とも、当施設が生産活動の機会の提供や社会との交流の促進を図ることにより、利用者の日常生活に必要な便宜の供与が適切に行われるよう、指導に努められたい。

イ 団体に対するもの

指定管理者は、利用者の障がい特性や取り巻く環境等を反映した個別支援計画に基づき、個々に合わせた適切な支援・指導を行っている。また、利用者の社会性を高めるため、行事や活動において地域の関係機関やボランティアと連携し交流を深めるなど、開かれた施設運営に努めている。

障がい者作業所で行われる日々の生産活動においては、個人の能力に応じて活動内容の充実が図られており、利用者の活動意欲や社会性の向上につながっている。しかしながら近年、生産活動における受注量の減に伴い工賃収入が減少しつつあることから、より多くの企業等に当施設の生産活動を積極的に周知し、時代の変化に応じた新規業務の開拓に取り組むなど、受注量を増加させることにより工賃が向上するよう努められたい。

今後とも、障がい者支援に関する高い専門的知識やノウハウを生かしながら、適正な施設の管理運営に努めるとともに、利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、きめ細かな支援・指導が継続されることを望むものである。

3 特定非営利活動法人 グラウンドワーク西鬼怒（経済部 農業企画課）

(1) 監査対象事項

令和6年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行

(2) 指定管理の概要

（令和6年度の状況）

施設名	西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター		
所在地	宇都宮市白沢町 2411 番地		
設置目的	農村地域の地域資源の調査，研究，保全等を行い，生活の現場である自然環境及び地域社会を整備し，改善する創造活動を行う		
業務内容	・ 条例に基づく使用許可・使用許可の取り消し，使用料の徴収・使用料の還付・使用料の減免に関すること ・ 施設及び設備の維持管理に関すること ・ 施設を利用した自然環境保全再生のための事業や環境に関する学習の企画及び実施，並びに農村と都市住民との交流事業を行うこと ・ その他施設の目的を達成するために必要な事業		
敷地面積	206 m ²	延床面積	206 m ²
施設内容	研修室，学習室，和室，管理室		
収支概要	指定管理料	3,506 千円	
	使用料収入	50 千円	
利用実績 (延べ人数)	1,918 人		

(3) 指定管理業務の収支状況

（単位：千円）

	指定事業等に係る収支		自主事業に係る収支		総括
収入の部	施設管理に係る収入	3,506			
	指定事業に係る収入	0	自主事業に係る収入	180	
	計	3,506	計	180	3,686
支出の部	施設管理に係る経費	3,461			
	指定事業に係る経費	0	自主事業に係る経費	182	
	計	3,461	計	182	3,643
収支差額		45		△ 2	43

(4) 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項は次のとおりである。

【団体関係】

- ・ 西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター使用料については、宇都宮市西鬼怒公園条例第9条の規定により、使用を許可する際に徴収しなければならないが、事後に徴収していた。

(5) 意見及び要望

ア 所管課に対するもの

西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センターの管理運営については、農村地域の地域資源の調査、研究、保全等を行い、生活の現場である自然環境及び地域社会を整備し、改善する創造活動を行うという設置目的のもと、所管課と指定管理者とで相互に協力しながら実施されているところである。

このような中、施設の使用料については、宇都宮市西鬼怒公園条例に基づき、使用を許可する際に徴収しなければならないが、指定管理者においては、その一部を事後に徴収していた。所管課として、今後同様の事案が発生しないよう、更なる事務の適正化に向け指定管理者に対し継続的な指導に努められたい。

今後とも、指定管理者と連携し、西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センターが地域に貢献すべき施設として、都市と農村の交流や地域住民の憩いの場となるよう取り組まれたい。

イ 団体に対するもの

指定管理者は、西鬼怒川地区を活動範囲とする特定非営利活動法人として、自然環境の維持管理作業や、豊かな農村の自然を生かした環境教育活動に取り組んでおり、当該地区の自然環境や生態系に関する豊富な知識を生かした指定管理業務を行っている。

このような中、施設の使用料については、条例に基づき、使用を許可する際に徴収しなければならないが、一部において事後に徴収していた。今後同様の事案が生じないよう、マニュアルに則った事務処理の徹底を図り、適正な事務執行に努められたい。

今後とも、西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センターの利用者に対し、「おもてなしの心」を意識した運営に努めるとともに、ボランティアや地域住民と連携を図りながら、生態系保全水路の除草等による通水維持管理や田んぼの学校など、西鬼怒川地区における農村自然環境保全活動を通じ、親子に農業の楽しさ等を体験してもらう活動に取り組むほか、自然豊かな農村公園内に位置する施設という独自の魅力を生かし、更なる利用の促進に努められたい。

No.	所管部局	所 管 課	団 体 名	管 理 施 設
財政援助団体				
1	保健福祉部	保健福祉総務課	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会	
2		高齢福祉課	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター	
3	経済部	商工振興課	宇都宮共同高等産業技術学校運営会	
4			一般社団法人宇都宮工業団地総合管理協会	
5	魅力創造部	スポーツ都市推進課	スポーツかわち「ship」	
6			うつのみやし総合型地域スポーツクラブ友遊いずみクラブ	
7			NPO横川スポーツクラブ	
出資法人等				
8	魅力創造部	観光MICE推進課	公益社団法人栃木県観光物産協会	
公の施設の指定管理者				
9	市民 まちづくり部	みんなでまちづくり課	峰地区各種団体協議会	峰地域コミュニティセンター
10			泉が丘地区まちづくり推進協議会	泉が丘地域コミュニティセンター
11			石井地区まちづくり推進協議会	石井地域コミュニティセンター
12			御幸地区コミュニティ協議会	御幸地域コミュニティセンター
13			城東地区各種団体協議会	城東地域コミュニティセンター
14			陽東地区まちづくり協議会	陽東地域コミュニティセンター
15			御幸ヶ原まちづくり協議会	御幸が原地域コミュニティセンター
16			今泉地区コミュニティ協議会	今泉地域コミュニティセンター
17	保健福祉部	保健福祉総務課	社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会	総合福祉センター，河内総合福祉センター
18		高齢福祉課		老人福祉センター（5か所）
19		障がい福祉課		障がい者福祉センター
20				障がい者作業所（雀の宮，若草作業所）
21		企業組合労協センター事業団	サン・アビリティーズ	
22		社会福祉法人飛山の里福祉会	泉が丘ふれあいプラザ	
23	経済部	農業企画課	特定非営利活動法人グラウンドワーク西鬼怒	西鬼怒川地区グラウンドワーク活動センター
24			公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター	河内農業構造改善センター
25	建設部	道路保全課		自転車駐車場等（11か所）
26	都市整備部	公園管理課	大高商事・清水造園・宇都宮動物園共同事業体	八幡山公園
27			特定非営利活動法人みずほの	みずほの自然の森公園